

令和3年第1回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第2号

日時 令和3年3月23日(火曜日) 午前10時00分 開議

場所 鹿追町議会議場

日程 1 一般質問

1番 清水 浩徳 議員

8番 狩野 正雄 議員

2番 山口 優子 議員

3番 畑 久雄 議員

4番 台蔵 征一 議員

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(11名)

1番 清水 浩徳議員 2番 山口 優子議員 3番 畑 久雄議員

4番 台蔵 征一議員 5番 加納 茂議員 6番 上嶋 和志議員

7番 川染 洋議員 8番 狩野 正雄議員 9番 埴渕 賢治議員

10番 安藤 幹夫議員 11番 吉田 稔議員

4 欠席議員(なし)

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 喜 井 知 己

教育委員会教育長 大 井 和 行

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長 松 本 新 吾

総 務 課 長 渡 辺 雅 人

企画財政課長 草野礼行
町民課長 平山宏照
福祉課長 佐々木康人
建設水道課長 大上朋亮

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長 宇井直樹
社会教育課長 浅野悦伸

8 議会事務局職員出席者

事務局長 坂井克巳
書記 高瀬俊一

令和3年3月23日（火曜日）午前10時00分 開議

○議長（吉田稔）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程1

一般質問

○議長（吉田稔）

日程1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

1番、清水浩徳議員。

○1番（清水浩徳）

議長のお許しを得て、一般質問をいたします。

私は「鹿追町における防犯・防災の取組について」、町長のお考えをお伺います。

まず、防犯の取組ですが、児童、生徒、高齢者などを対象とした各種犯罪が複雑巧妙化しているため、新入学児童への防犯ブザーの配付、町民地域安全大会の開催、歳末地域安全特別巡回など、鹿追町防犯協会及び新得警察署と連携し、防犯意識の高揚を図るとともに、防災無線等の活用により防犯対策をより一層強化し、被害の未然防止に努められております。

しかしながら、高齢者を狙った特殊詐欺は年々増加傾向にあることから、次の1項目について質問します。

1、町としての特殊詐欺犯罪に対する防止対策は。

次に、防災に関する取組についてお伺いします。

防災のしおりや鹿追町総合防災ハザードブック、広報紙などにより自然災害に対する意識の高揚に努めるとともに、関係機関との連携を図り「安心・安全なまちづくり」を推進し、災害に強い地域づくりにも御尽力されているところであります。

第7期総合計画の施策では、各種災害に対し、万全を期するため「地域防災計画」を見直すとともに、「国土強靱化地域計画」の策定が計画されております。

平成28年に、福祉避難所に関しての見直しがあったと記憶しておりますが、鹿追町ホームページでは、平成23年度版の「鹿追町防災計画」が掲載されたままの状態であります。

そこで、次の3項目について質問します。

1、新型コロナウイルス感染対策を踏まえた鹿追町地域防災計画の見直しを行なってい

るのか。

2、鹿追町防災計画に火山災害対処計画が未策定の理由は。

3、鹿追町国土強靱化地域計画策定の進捗状況は。

以上4項目についてお伺いします。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

清水議員からは「防犯・防災の取組について」と題して、4点御質問をいただきました。

順次お答えを申し上げます。

国の犯罪情勢は、令和元年度においても刑法犯の認知件数が戦後最少を更新するなど、全体としては改善傾向が続いておりますけれども、特殊詐欺、児童虐待、サイバー犯罪等は検挙件数が増加傾向、または高止まり状態にあり、複雑巧妙化の傾向が見られます。

また、防災では、東日本大震災から今年で10年の節目を迎え、大震災から得られた教訓や知見を生かし、決して他人ごとではない大規模災害に備える機会として、人々が思いを新たにしたところであります。

さて、1点目の「町としての特殊詐欺犯罪に対する防止対策」について、お答えをいたします。

特殊詐欺は、不特定多数の人に電話等の通信手段を使って、対面しないで金品をだまし取る詐欺の総称で「オレオレ詐欺」や「預貯金詐欺」などがあり、北海道内では毎年約200件、約5億円の被害が発生しております。また、特殊詐欺の被害者の年齢は、65歳以上の高齢者が全体の75パーセント、預貯金詐欺では大部分が高齢者となっております。

詐欺の被害に遭わないためには、お金を「送る」「手渡す」「振り込む」、これらの前に家族や警察などに相談すること、また、詐欺の手口に関心を持つことが大切とされており、町といたしましては、警察など関係機関と連携し、特殊詐欺の発生状況や手口などの情報を把握し、防災無線や広報紙、あるいはSNSなどを使って注意喚起を行っております。

今後は、特に高齢者を被害から守るために、家族や近所付き合いの中で詐欺から身を守っていただけるよう、行政区の例会や老人会の会合などを利用して、特殊詐欺の情報や注意を広め「支え合い」「助け合い」による詐欺防止を推進してまいりたいと思っております。

2点目の「新型コロナウイルス感染対策を踏まえた鹿追町地域防災計画の見直し」について、お答えいたします。

現在の鹿追町地域防災計画は、平成28年8月に見直しを行なったのが最後となっており、今年4月に町の行政機構も新たになることに伴い、災害対策本部の班編成と役割の改定など内容の更新を令和3年度内に予定しております。

新型コロナウイルス感染対策に関しては、北海道の防災計画とも整合性を保つために情報の共有を図っているところですが、主に避難所開設マニュアルの作成において新型コロナウイルス対策を盛り込んでいきたいと考えております。また、男女共同参画の視点から、女性の視点を取り入れた避難場所運営についても配慮してまいります。

3点目の「鹿追町防災計画に火山災害対処計画が未策定の理由は」についてお答えいたします。

鹿追町地域防災計画の第5章、第20節、応急土木対策計画、1、災害の原因及び被害種別(1)災害原因で「火山噴火」を定めておりますが、「火山災害対策計画」は策定されていない状況となっております。

鹿追町から一番近い火山としては、十勝管内の東大雪山系に位置する「丸山」がありますが、火山の区分としては「常時観測火山」と「その他の火山」のうち「その他の火山」に区分される小型火山で、最新の噴火は1898年のもので、河川汚濁あるいは死魚流下、死んだ魚が流れたということでしょうか、などが記録されております。

現状の防災計画では、主に河川状況の変化を想定したものとなっておりますが、北海道の防災計画の中でも「丸山」の周辺市町村として新得町、上士幌町と並んで鹿追町も記載がされております。北海道の計画との整合性を図りながら「火山災害対策計画」として位置付けるよう進めてまいります。

4点目の「鹿追町国土強靱化地域計画策定の進捗状況」についてお答えいたします。

「国土強靱化地域計画」は、大規模自然災害等を想定しながら、最悪の事態に至らないために事前に取り組むべき施策を取りまとめるものであり、令和2年度内の策定を目指して作業に取り組んでいるところでありますが、現在の進捗状況は、計画の骨子はほぼまとまっているものの、今後さらなる内容の精査及びパブリックコメントの実施にある程度の時間が必要と考えています。

また、この計画は、国土強靱化の観点から、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものであり、「第7期鹿追町総合計画」や「鹿追町地域防災計画」のこれらの改定内容とも整合性を図らなければなりません。

以上のことから、年度内での策定は事実上困難と考えておまして、令和3年度におい

て、できるだけ早期に完成させるべく鋭意作業を進めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上4点についてお答え申し上げましたが、今後も防犯と防災の両面において、町民の安全と安心を守るべく取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか、清水議員。

○1番（清水浩徳）

まず、特殊詐欺でありますけれども、御答弁で防災無線や広報紙、SNSなどを使っての注意喚起や行政区の例会や老人会の会合などを利用して、特殊詐欺などの情報や注意を広め、支え合い、助け合いによる詐欺防止を推進していくということですのでよろしくお願ひいたします。

オレオレ詐欺や、架空請求詐欺に対して警察では「相手の話に乗れば乗るほど被害は大きくなり、回復は困難になることから、在宅中でも留守電話にし、電話にすぐ出ないように」と進めております。しかし、電話が鳴れば出てしまうのではないのでしょうか。

そこで未然防止策として、通話内容を自動で録音する機能や通話開始前に「この通話は防犯のため自動的に録音されております」という音声メッセージを流す機能が付いた電話防犯機があります。

私が調べた機種では、1台約1万円で購入できます。

町として一定数を購入し、お一人暮らしの高齢者や希望者などに対して無料で貸し出す方法はいかがでしょうか。自動録音など対策機能がついた電話機は特殊詐欺の防止に一定の効果があると見込まれて、言われております。特殊詐欺の防止は、喫緊の課題であると考えます。鹿追町として特殊詐欺から高齢者を守るための取組に加えていただくことができないのでしょうか。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。

最近、私もですけれども、いわゆる「家電」ですか、結構留守電にしている方が、実は

だんだん多くなってきていると思います。

それで今の清水議員から御提案のあった自動録音メッセージ対応の機械ということですが、非常に対策としては有効なものになるかなという感じも私はしております。

それについて、しっかり検討して詐欺を未然に防ぐ手段としての1つとして、非常に有効だと考えておりますので研究をさせていただきたいと思っております。

○議長（吉田稔）

清水議員。

○1番（清水浩徳）

分かりました。よろしく申し上げます。

次に、防災について質問をさせていただきます。

御答弁で「避難所開設マニュアルの作成」とありました。

これはもう作成を開始しているのでしょうか。またいつ頃完了するのでしょうか。

お伺いします。

○議長（吉田稔）

平山町民課長。

○町民課長（平山宏照）

お答えいたします。

「避難所開設マニュアル」の内容と完成の時期ということで御質問いただきましたので答弁いたします。

「避難所開設のマニュアル」については、現在コロナ禍の中、感染症に配慮したマニュアルの事例がたくさん来ております。

例えば、受付をして感染が疑われる方は入口と待機の場所を別にするとか、女性の共同参画という部分で言いますと女性の視点を取り入れた男女のニーズの違いをしっかりと避難所運営に取り入れて、それぞれストレスのないような運営をなさйтеというような国からのマニュアル、指針も来ております。この内容をしっかり中を読ませていただいて、どのようなものがあるのかを、今検討をしております。

完成の時期といたしましては、早急に地域防災計画の中身も気候も変化しておりますので、早急に変えなければなりませんので、このマニュアルについては、防災計画と併せて夏ぐらいにはきっちりと改正したいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田稔）

清水議員。

○1番（清水浩徳）

分かりました。

次に、北海道の防災計画との整合性を保つため情報の共有を図っているとの御答弁でしたので、北海道の防災計画のほうを質問させていただきます。

北海道は、「北海道地域防災計画」を令和2年12月8日付で自然災害の充実強化等を図る観点から修正を行なっております。

推進にあたっての基本となる事項として、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならないという項目が追加されております。

これに伴い、物資及び防災敷材等の整備確保に関する計画中、食料その他の物資の確保の現行は、市町村はあらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食料・飲料水・燃料及び毛布等、生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料・その他の物資の確保に努めると定めておりましたが、次のような改正になりました。

市町村は災害時に避難等で必要とする食料・飲料水・生活必需品・衛生用品・燃料・その他の物資について、おおむね発生から3日目までに必要な数量を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物品については、民間業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど、物資の調達体制の整備に努める。備蓄の例としまして、食料は、米類・乾パン・麺類・缶詰・乳幼児用ミルク、飲料水としまして、ペットボトル水、生活必需品として毛布・哺乳瓶・生理用品・オムツ（子供用・大人用）・衛生用品・マスク・消毒液、燃料といたしまして、ガソリン・灯油、その他としまして、トイレ・発電機・投光器・水袋・扇風機・ストーブ・段ボールベット・パーテーション・ブルーシート・土のう袋とこのように具体化されました。

鹿追町として備蓄品の変更や今後新たな備蓄品に検討しているものがあるのか、お伺いします。

○議長（吉田稔）

平山町民課長。

○町民課長（平山宏照）

ただいま清水議員から御指摘ありました備蓄品の種類でございますけれども、災害の想定、避難所で寝泊まりする方の人数としては、最大約 200 人と想定をしております、その方が 3 日間、暮らしていけるような物品ということで、食料とオムツなど、ジェットヒーター、先ほどおっしゃった品については大まか用意しております。

今後のこうしたいということですが、現在、お子さんのミルクについては、試験的にといたしますか、液体のミルク、最近出てきておりまして、賞味期限が延びてきております。半年だったのが 1 年など延びてきておりますので、それもある程度、どのようなものなのか。防災の教室でも使っていただくことも含めて液体ミルクの備蓄も若干、今 48 缶、備蓄をしているところでございます。毛布・布団等については、今までどおり備蓄しているものと把握しております。

○議長（吉田稔）

清水議員。

○1 番（清水浩徳）

おおむね備蓄しているという御答弁でしたので、了解いたしました。

続いて同じく北海道の計画ですけれども、避難対象計画中の指定避難所の開設についてです。市町村は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染患者が発生した場合の対応を含め、平時から防災担当部局と保健福祉部局が連携し、必要な場合にはホテルや旅館等の活用を含め検討するよう努めるものとする追加されております。

鹿追町として町内ホテルや旅館と協定等を結ぶなどして、新型コロナウイルス感染者の避難所として活用を検討するお考えはあるのでしょうか。

○議長（吉田稔）

平山町民課長。

○町民課長（平山宏照）

お答えいたします。

感染症対策としてのホテル・旅館と協定を結んでということですが、今のところこういう例はあることは把握しておりますけれども、鹿追町の場合、避難所として使える部分、施設がたくさんありますので、それを活用することで対応できると考えておりますけれども、今後防災計画の中身を改定するにあたってもう 1 回検証をしてみたいと思っております。福祉課との連携についても、今一度しっかりとさせていただきたいと考えております。

○議長（吉田稔）

清水議員。

○1番（清水浩徳）

続いて火山計画です。

北海道地域防災計画には「火山災害対処計画」があります。

計画中、過去の火山活動、その他の火山として新得町と上士幌町にまたがり然別湖に影響を与える恐れがあるとされている「丸山」があります。

この山は、東大雪山系に位置し、中生層の基盤上に形成され、直径約2.5キロメートル、比高約600メートルの輝石安山岩質の小型火山であります。

山頂部には3から4個の溶岩ドームがあり、北西から南東方向に延びる爆裂火口列が開いており、直径300メートルの第1火口壁上に約2メートルの噴出物が残っております。

1898年の噴火では、河川汚濁や魚の死骸が流下したと記述されております。

1989年1月以来、丸山周辺で群発地震活動が断続的に見られております火山であります。火山噴火予知連絡会の活動度による分類はCランクでありまして、活動度が低い火山であります。噴火の可能性が極めて低いと考えますが、北海道火山対処計画、第3項、火山周辺市町村に鹿追町が明記されておりました。計画中に鹿追町が記載されている以上、町としても計画を策定する必要があると考え、この質問をさせていただきました。

御答弁で北海道の計画との整合性を図りながら火山災害対処計画と逸にして位置付けると進めていくということですので、よろしく願いいたします。

それから、国土強靱化計画であります。この質問は令和元年12月に一般質問をさせていただきました。御答弁にパブリックコメントの実施とありますが、この計画の素案等を町民に公表し、意見を取り入れたり、今までにしたのでしょうか。お伺いします。

○議長（吉田稔）

平山町民課長。

○町民課長（平山宏照）

お答えいたします。

現在、国土強靱化計画、地域計画については策定中でありまして、全体的に大まかに全体が整いましたら、その後にパブリックコメントなどで町民の方に広く御覧いただきまして意見を伺い、その上で内容をさらに精査して策定というふうに考えておりますので、今のところはまだ、こちらの内部で作成中でありまして。

○議長（吉田稔）

清水議員。

○1番（清水浩徳）

令和2年度町政執行方針で、防災・防犯・交通安全関係につきましては、「町民皆様が悲惨な事件、事故に遭遇せず、安寧な日々を送ることができるよう、地域の皆様に御協力をいただきながら、関係機関との連携を図り、安心・安全なまちづくりを推進し、災害に強い地域づくりのため、国土強靱化地域計画を策定いたします」と町民生活関係で申されました。1年かけての作業でしたけれども、目標が達成できなかったこと残念に思います。

鹿追町の弱点を把握する大事な計画だと思いますのでよろしくお願いいたします。

最後に、令和3年度町政執行方針方針に「防災・防火フェスタ2021の開催にあたり、新型コロナウイルス感染状況を見据えた上で実施する」とありましたが、災害はコロナ禍でも容赦はないとし、災害に関する訓練は中止することなく実施すべきだと考えますが、災害に強いまちづくり、町民が安心・安全な生活を送るため重要な防災対策は何とお考えなのか、町長にお伺いします。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えいたします。

前段にありました国土強靱化の計画については、できれば本来であれば令和2年度中ということで進めてまいりましたけれども、遅れているということでございます。

先ほど答弁申し上げたとおり、令和3年度、できるだけ早い時期にしっかりと作り上げたいと思っております。

それから、新年度に予定をしております「防災フェスタ」でありますけれども、今年度計画については新型コロナウイルスの感染拡大初期、それからいろんな事業をどういうふうにやっていたか手探りの状況であったということで、延期をさせていただいたわけですけれども、新年度に予定している「防災フェスタ」につきましては、行事をやることについてのいろんな考え方、それからやり方なども少しずつ蓄積されてきていると思っておりますので、いろんな感染対策に配慮しながら、出来得る内容での実施ということで取り組んでいきたいと考えているところであります。

鹿追町はいろんな意味で地形的な問題、それから気象的にも比較的恵まれております。

そういう状況にもあると思いますが、ただこれまでがそうだからと言ってこれからも大丈夫だということはもちろんありません。この東日本大震災から10年、それから平成30年の北海道の胆振東部地震の教訓から数年経っていて少しずつまたそういった気持ちが薄れつつあることも考えながら、しっかりとこの防災の意識について町民の皆様と一緒に取り組んでいく必要があると思っています。

地域のつながり活動助成金の中で、行政区の方に防災に関する勉強会も結構開いていただけてますし、また町内でも民間の方が防災士の資格を取得して、学校などで講演もやっ
ていただいていると、そういう機運も町民の皆さんに広がりつつあると思っています。

各行政区に防災委員もついでいただいていますけれども試行錯誤しながらですけれども、そういった地道な取組もしっかり継続を、令和3年度においては計画の策定も山積みになって、担当では忙しい年になるかと思っていますけれども、そういったことも含めてしっかり取り組んでいきたいと思っています。

○議長（吉田稔）

これで清水浩徳議員の質問を終わります
マイク消毒のため暫時休憩といたします。

〔暫時休憩〕

○議長（吉田稔）

8番、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問いたします。
標題は、「公共施設の保守管理、地域環境保全」ということで質問いたします。
要旨を述べます。

1、北瓜幕の旧西原環境コンポスト施設は、大型車両の格納庫やイベント機材の保管場所として施設を有効に活用しておりますが、施設の老朽化に伴い屋根が剥がれ落ちるなど
損傷が見受けられます。早急に修理を行う対策が必要であります。施設や機械器具の老朽
化、経年劣化などで生じる不具合を早く見つけ、安全に運営していく保守と管理が重要で
ございます。施設や機械器具の保守点検、管理の方法、修理や更新の判断の流れについて
伺います。

2、2月16日の暴風雪は「爆弾低気圧」と呼ばれ、強風による交通障害や屋根のトタン
がはがれて飛散するなど、住民の生活環境に大きな影響を及ぼしました。特に、管理者（所

有者)の不明な廃屋等からのトタンや壁が飛散したときなどは大きな危険が伴います。

行政として廃屋状態になっている建物等について、どの程度把握しているのか。個人情報や個人財産という側面もありますが、廃屋となって50年60年経過している物件も見受けられ、連絡先が不明の事例も多いと思います。安全基準を満たさない物、資産的価値がないと思われる物をいつまでも、そのままにするのではなく、必要であれば地域環境(景観)保全や防犯・防災対策の観点で条例をつくり、処理していく考えは。

以上です。

○議長(吉田稔)

答弁、喜井知己町長。

○町長(喜井知己)

狩野議員からは、「公共施設の保全管理、地域環境保全」と題して、2点の御質問をいただきましたのでお答えを申し上げます。

最初に1点目の「北瓜幕の旧西原環境テクノロジー関係施設の老朽化、施設の保守点検、管理方法、修繕や更新判断」についてお答えいたします。

旧西原環境テクノロジー関係施設については、平成20年8月に取得しまして、以後、旧事務所等については、「とち鹿追ジオパーク」の拠点施設、ビジターセンターとして活用しております。さらに、周辺の倉庫、格納庫などの施設についても、狩野議員のおっしゃったとおり、各課で使用している資材、器具、備品などの格納場所として有効に活用しているところであります。

施設の中には、昭和時代に建設されたものも一部ありますが、おおむね平成4年から11年の建設で、築後30年近く経過しておりまして老朽化が進んでいる状況にありますけれども、施設を利用する上で、支障がある損傷などについては、適宜修理をしながら利用しております。

公共施設及び機械、器具などは、経過年数、利用状況、周辺環境に応じて、劣化や損傷の度合いが異なるわけでありまして、その状況も年々変化してまいります。それぞれの所管課により、その状態を随時点検しながら利用しており、維持管理、修繕等にあたっては、利用形態の変化や住民要望などを考慮しつつ、修繕費用等々もありますので、予算、財政状況を見ながら適宜対応しているところであります。

また、竣工後22年から27年が経過し、今後大規模な修繕が想定される「町民ホール」「神田日勝記念美術館」「トリムセンター」「健康温水プール」の4施設については、耐用

年数を70年と想定した施設改修計画を今年度策定したところであります。

さらに、公共施設全体の総合的な管理については、現在、平成28年3月に策定した「鹿追町公共施設総合管理計画の見直し」及び「個別施設計画の策定作業」を進めておりました。その結果をもって新年度に今後の施設の在り方などについて有識者等による行財政改革推進審議会などの意見を踏まえて検討してまいりたいと思っております。

御指摘のありました、旧西原環境テクノロジーのコンポスト施設の屋根の剥がれにつきましては、損傷の状況、今後の施設利用状況、修繕する場合に必要となる経費、これは相当の額がかかると試算されておりますので、これらについて対応の検討をしておりますので、御理解いただきたいと思いますと考えております。

次に2点目の「行政として廃屋状態になっている建物等について、どの程度把握しているのか」、また「地域環境保全や防犯、防災対策の観点で条例をつくり、対処する考えは」についてお答えいたします。

廃屋状態になっている建物等の把握につきましては、空き家状態であり、屋根や壁が傷んでいるなど地域の防犯・防災上好ましくないと判断する住居等については、現地を確認した上でリストを作成し把握しております。

強風などにより屋根の一部などが飛散する状況やその恐れが確認された場合には、リストを元に所有者等に連絡を取り改善をお願いしているところであり、令和元年度においては2件の所有者に改善をお願いした事例があり、2件とも所有者に御理解をいただき建物の解体が行われたところであります。

また、令和2年度には「鹿追町廃屋解体撤去事業補助金交付事業」の要綱を見直しいたしまして、利用しやすいように改正ということで現在まで11件の申請があり、全て解体がなされております。

資産的価値がないと思われる建物について条例を制定して処理をすることにつきましては、条例を制定している他の自治体における主な内容は「空き家の適正管理義務」「適正管理への措置命令」「命令に従わない場合の氏名等の公表」「行政の応急措置」などとなっております。資産的価値の考えについては個人の価値観によるところが大きいと考えられますので行政がその価値を評価することは、これは簡単にできることではないと考えております。

理想的には所有者の自主的な改善が望まれるところでありまして、本町の場合は、現在、廃屋解体費用を補助することで現状の廃屋の処理と合わせて、将来新たな廃屋を発生させ

ない予防的な施策を実施しているところでありまして、先ほど御説明いたしました、令和2年度においては、これまでに比べて多くの成果が表れていると考えております。

今後におきましても廃屋解体費用の補助を継続し、地域生活環境の保全に取り組んでまいりたいと考えておりますが、併せて狩野議員から御提案いただいた条例の制定による取組についても、先進地の事例等の研究を行いながら検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

順次再質問させていただきます。

1番にありました4つの大規模施設の修繕について、計画の策定が完了ということでございますが、中間報告という形でもよろしいですから、ロードマップをいつまで、どれぐらいの予算で、どういう構造にするとか、どういう工事にするとか、そういうことを議会なりに中間報告でいいですから、報告する考えはありますか。

○議長（吉田稔）

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺雅人）

4施設の施設改修計画についてでございます。

新年度から先ほど町長の答弁で申し上げたとおり、行財政改革の中で町内の全体についての計画の見直し、また個別計画の策定というものもありますので、その前段でこの4施設について大まか、どんなような状況になっていくかというものを今年度作ったと、来年度全体の計画に向けての内容を作ったということでもありますので、この内容について報告ということでございますので、どこかの段階でお見せできるような形でさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

今、総務課長からお答えしたとおりでありますけれども、この4施設の改修については、

計画がまとまったという表現に誤解があったと思うのですけれども、こういうふうには修繕していくと固まった内容ではなくて、修繕についてもいろんなやり方があるのです。もちろん、理想的にはしっかりとやるのがいいのでしょうけれども、当然相当なお金がかかる問題ですので、その財源の状況と見極めながら、どこまでのレベルをやっていくかいろんな選択肢が今、こういったやり方があるのではないかと何通りかやり方が出ています。調査をしておりますので、あとは財源と期間の問題を整理して、実際どういうふうに取り組んでいくかという判断材料が示された段階ですので、これについてはこういった予算の状況でいくというのは、令和3年度になってから他の公共施設全体の見直しもありますので、そういったことも含めてある程度の時期に議会に御説明なり相談をさせていただきたいと思っておりますので御理解をいただきたいと思っております。

○議長（吉田稔）

狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

そういうことも含めてお願いするわけですが、議員になってからこのところをずっと見ていると工事が何でもこういうことが起きるのかという疑問に、ずっと私も建築の仕事に携わった人間ですが、例えば役場庁舎、議員控室もそうですし委員会室、それからできたばかりのほほえみプラザ、それから町民ホール、さらには一昨年、屋内ゲートゴルフ場、みんな雨漏りするんです。

私も知り合いの先輩の屋根屋さんに聞きました。そしたら、「屋根から雨漏りするなんてそんな職人いたら、俺は破門するぞ」と言っていました。それだけ屋根というのは雨漏りしてはいけないものです。恥です。職人として、工事をやるものとして。だからそういうものを出さない工事をこれから厳しくやってもらいたいのと、構造にあるのか、施工の仕方にあるのか。それから材質にあるのか、根本から考えていくべきです。

それで町民ホールを見ているとクラックも入ってくる。70年使うと想定した施設でクラックは見過ごしてはいけないです。クラックとは割れ目なのですが、そこに水が入り込むと凍結、融解を繰り返してコンクリートというのは膨張して崩壊するのです。建物が崩壊するのです。それぐらい北海道の寒冷地の建物というのは重要なファクターです。ですから、その板金屋さんの社長に聞いたら、「煙突があるから煙突から雨漏りする。雨の雫が入った。北海道の積雪寒冷地の建物は、屋根があるのが当たり前だ。そこからいかにして水が漏れないようにするかが仕事だ」と。そういう設計者、発注者、施行者もそれぞれ

れの立場でやはりプライドを持った仕事をさせなければだめです。それをやらないと70年を想定した施設にどうやって近づけるのですか。町長、いかがですか。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。

いろんな施設の例示をされていましたが、それぞれの建物の建築の時期、状況が違いますので一概には申し上げられませんけれども、基本的に雨漏りとかあるのは、もちろんよくないことで、その都度その都度しっかり対応をしていかなければならないと思いますし、もちろん設計、施工、いろんな場面で気を付けてやっていくのは当然なことです。今後ともそれぞれの立場でしっかりと確認と施工をして、それを確認していくということに尽きるのではないかと思います。

それから70年を目指してうんぬんというのは、これからそういった対応をするための修繕をやっていくということですので、いろいろ考えながら、あとは予算との兼ね合いがありますので、いくらでもお金をかければよいというものではありませんから、その辺の度合いを考えてやっていくことが必要だと思います。当然基本的な経年劣化によっていろんな支障が出てくる場合もありますので調査をして、きちっと対応していきたいと思っています。

○議長（吉田稔）

狩野議員。

○8番（狩野正雄）

ぜひ、よろしくお願いします。

2番にいきます。

2月16日の強風ですけれども、鹿追町は24.7メートルと報道されておりました。

この日、私、瓜幕で体験したのですが、目の前を廃屋からトタンがものすごい勢いで飛んでいった状況に遭遇しました。場所は瓜幕保育所、瓜幕中学校、瓜幕小学校に近い通学路です。当たれば大けが、事故になると容易に推定されます。民間だから関係ないということでは許されません。この日の強風は管内各地で報告されていますし、新聞の記事であったのですけれども、さらに豪雪が降った岩見沢では大雪による建物の崩壊というのがニュースにあります。

そこでやはりこの小学校・中学校・保育所に近いという場所もありますから現地安全調査、それから風が吹いているときにパトロールというのはどうかと指摘するかもしれませんが、やはり危険予知のパトロール、こういうことも必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

今、お話のあった、確かにあの日は相当強風ということで、ある程度予報でも言われた部分もありましたけれども、今の気象状況はどこまで想定できるのかは非常に難しい状況があると考えております。今、お話にあった場所については懸念されているということで、心配だなと思っている建物の部分もありまして、気を付けて見ているものの1つと思っています。

今回の美唄市の関係については、入居していないビル、倒壊の恐れがあるということで本当に緊急的なことで行政で恐らく解体となったと思っていますけれども、先ほど答弁でも申し上げましたけれども、危険防止が一番最優先すると思います。ある程度の強風のときに飛ばないように措置を緊急的に行政が行う、これは当然必要なことだと思っています。

ただ、根本的な解決としては、個人の資産に対して行政がどこまでできるかというのは、非常に難しい問題があります。ただ、危険防止については何をさておいても実行していかなければならないこともありますので、いずれにしても災害が心配されるときには、もちろん職員も担当も、それから場合によっては消防とも協力しながらしっかりと緊急の対応ができるように、常に考えていかなければならないと思っています。抜本的な部分については所有者ともお話をしているケースも数多くあるわけですけれども、難しい問題があるということで、いずれにしても廃屋解体等の制度をできるだけ利用を促して対応してもらえるように、これについては粘り強くお話を進めていくことが一番大切と思っています。

いくら廃屋といっても、個人の建物等ですので、難しい面があるのは御理解をいただいていると思っておりますけれども、難しい悩ましい問題と思っております。

○議長（吉田稔）

狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

今のは上物でしたけれども、3月5日の記事にこんな記事がありました。

「政府は、長年登記が実行されず放置されている所有者不明の土地を解消するため、相続不登記になっているものに対しては罰則を科す」という記事です。国の調査では、国土の2割が所有者不明の土地になっていると、この新聞の記事にありました。

本町においても土地ですけれども、所有者不明の土地は増えてきているのですか。それと所有者不明ということが把握されているということですか。それとも土地については土地に廃屋でも建物があれば、固定資産税が安くなる、だからそのままにしていこうという噂話ですけれども、実際に更地に戻してしまうと固定資産税の税率が上がる仕組みになっているのですか。その辺伺います。

○議長（吉田稔）

平山町民課長。

○町民課長（平山宏照）

固定資産税の話でございますけれども、土地の上に家屋がございますと、基本的に家屋の床面積の10倍までですから3分の1となります。

200平米以下ですと6分の1になりまして、家屋ではなくなる、人が住めない、家屋の状態ではなくなるようになりますと固定資産税が処置が3分の1、6分の1がなくなるということになります。

○議長（吉田稔）

狩野議員。

○8番（狩野正雄）

それについては私も詳しく勉強したいと思いますので、あとでその仕組みを教えてください。お願いします。

最近の状況ですけれども、新型コロナウイルスがこういう中で働き方にもいろんな変化がある。在宅勤務だとかテレワークということは、最近知りました。

これはもう特別なことではないこととなっているそうです。

そこで、地方に移住して働く人が増えてきている中で、この町にこの流れをどう呼び込むか、そういうことを考えていく必要があるのではないかと。その中で昨年の秋頃から瓜幕市街地で同時に4件の住宅の新築が進んでおります。瓜幕市街から少し離れたところの空いていた住宅にも若い人が住んでいただいています。今までこのような一度に4件が同時着工されるとか、若い人が空き家に住むとかそういう例はなかったわけです。

これは新しい住民をみんなが喜んで迎えてくれる地域のそういった昔からの考え方が根

底にあるからだと思います。長い間取り組んできた山村留学制度もあると思います。

そこで言われていたのが、留学生を希望する家族が見学に来たときに、留学センターの近くにある廃屋を見て驚いていたそうです。そういうことですから生活環境の向上の観点から廃屋を整理したり、空き家をこれから住めるようにリフォームしたりする。それから土地や農業施設などの資源をどうやって活用して管理するか、そういうことを考えることが一つの集落再生の可能性が増えてくることではないかと思うのですけれども、町長いかがですか。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

瓜幕地域の事例を御紹介いただいております。確かに長年住んでいない家屋、当然劣化が進んで環境的にも見た目が良くないというのは容易に想像ができます。

特に市街地においてはそういう建物がないのが、もちろん理想でありますけれども、先ほどお話ししたとおり、所有者が不明のケースも中にはあると思っておりますけれども、仮に所有者が分かっている場合でも、もちろん経済的な問題もありますし、相続等が絡んでいたり、難しいケースが正直多いと思っております。そういった中ではありますけれども、先ほどもお話ししましたが、できる限り経済的な負担を多少でも軽減ができるようにと廃屋解体の補助金を設けているわけでありますので、これらの制度内容について、所有者、あるいは関係者の方に御理解をいただいております。できる限り対応していただけるように、粘り強くお話をしていくしかないと思っております。

この補助以外の方策についても、これについてはいろんな先進事例なども研究をして、できるだけ廃屋のない町に近付けるように研究や努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（吉田稔）

狩野議員。

○8番（狩野正雄）

山村留学をきっかけにこの町にやってくる人もいます。そういう人がこの町に住んでみたいと思えば住宅を建設する。それから新しい住処をリフォームして住むとかありますので、解体費用が、こういう制度があるということを、もっとももっといろんな場で説明したり使い勝手のいい方法をいろんな機会に紹介していく。そういう努力がなされなければならないと思います。

ぜひ、その辺を最後にお聞きして終わります。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

今年度の実績の10数件、決して少ない数字だとは思っていない。これまで努力しておりますけれども、もちろん予算についてもこれにいくらお金をかけてもいいとはなりませんので、限度はありますけれども、今年度は相当伸びたなど、実は私は思っているところがあります。こういった家屋を所有している方に対しても含めてPRもこれまで以上にしっかりと、廃屋の解体に取り組んでいただけるように引き続き努力をしてまいりたいと思いますのでよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これで、狩野正雄議員の質問を終わります。

ここで、暫時休憩とします。

再開は11時20分といたします。

休憩 11時06分

再開 11時20分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続行します。

2番、山口優子議員。

○2番（山口優子）

議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

定期的な防災訓練・避難訓練の実施を。

御答弁は町長にお願いいたします。

鹿追町の防災の取組についてお伺いします。

1、町や地域での、防災訓練・避難訓練の実施状況はどのようになっていますか。

2、防災備蓄品は何を基準にどれくらいの量が備蓄されていますか。何人掛ける何日分でしょうか。

3、2016（平成28）年に策定された鹿追町地域防災計画や2018（平成30）年に配布された鹿追町総合防災ハザードブックがありますが、いずれもコロナ禍以前の基準になって

います。感染症対策を盛り込んだ基準を踏まえて改定する必要があると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

4、避難所の開設・運営についても、国や北海道から新型コロナウイルス対策のガイドラインが示されています。図上訓練だけでなく、実際に避難所を設営する防災訓練を実施すべきだと思います。実際に動いてみることで、情報伝達、職員やボランティアの動き、高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦などの要配慮への対応、避難所における安全性の確保などの課題も見つかり、検証することができると思います。

また、実際の避難所を町民に公開し、見てもらうことも重要だと思います。

避難所設営訓練を踏まえ検証したのち、避難所運営マニュアルを整備しては、と思います。また、定期的に何回も訓練を行うことで、より良い運営ができるようになっていくと思います。どのようにお考えでしょうか。

5、鹿追町地域防災計画には「行政区ごとの自主防災組織の育成を促進する」とあります。地域住民の自発的な防災意識の啓発のため、どのような取組をお考えでしょうか。

以上5点お伺いします。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

山口議員からは「定期的な防災訓練・避難訓練の実施を」と題して、5点御質問をいただきました。順次お答えを申し上げます。

私たちの暮らす北海道は、海に囲まれた広大な地理的条件によりこれまで地震、暴風、豪雨、豪雪、津波、噴火などの多くの災害を経験してきました。平成30年の北海道胆振東部地震では、大規模な土砂災害や家屋の倒壊のほか、道内全域での大規模停電の発生が、人々の暮らしや経済活動に大きな影響を与え、発生から10年となる東日本大震災では、想定をはるかに超える巨大な津波等により多くの尊い命が失われるなど甚大な被害を及ぼし、その記憶は心に深く刻まれています。

町ではこれらの災害から得た教訓を生かし、地域における防災力の強化を推進するため、行政・関係機関などによる緊密な連携・情報共有ができる体制の構築と、住民の防災に関する知識の習得や生活必需品等の備蓄、防災教室の実施など、平常時からの備えに努めるとともに、さらに現在スマートフォンなどを活用した新たな情報伝達システムの構築を進めているところであります。

さて、1点目の「町や地域での防災訓練・避難訓練の実施状況」についてお答えいたします。

町・関係機関・住民による合同の総合訓練は、平成17年及び平成27年に「鹿追町総合防災訓練」として、図上訓練の他、集合訓練、消防による消火・救出訓練などを実施しております。

町内における避難訓練（消火訓練を含む）の状況ではありますが、毎年決算資料でもお示ししているとおりでありますが、令和元年度においては、回数では延べ36回、約1,900人が参加して実施されております。内容としては、集会施設・学校・保育施設・病院・老人福祉施設・民間の事業所・店舗・宿泊施設、これらをはじめ国保病院と隣接する高齢者の専用住宅においても、病院が実施する際、合同で実施しているほか、昨年12月には自営線ネットワークの防災対応システムのBCP訓練も実施しております。さらに、国や北海道と連携して災害通信連絡訓練を定期的に行っているところであります。

この他、「地域のつながり補助金」を活用した防災に関する勉強会は、平成29年度から令和2年度まで延べ34の行政区で実施されているところでありますし、老人クラブなどでもこういった勉強会に積極的に取り組んでいただいております。

2点目の「防災備蓄品は何を基準にどれぐらいの量が備蓄されているか」についてお答えいたします。

災害発生直後は、支援物資が届くまでの時間を想定し、最低3日分の水と食料の備えが必要とされています。

町民の皆様には、ハザードブックなどにおいて各家庭での食料などの備蓄をお願いしているところでありますが、町といたしましては、河川氾濫など予想される災害と地形状況などから、避難所へ避難し寝泊まりされる方の人数を最大200人と想定しており、これらの方々の3日分の食料を備蓄しております。

この他、布団219組、毛布465枚、ラジオ15台、簡易トイレ8台、おむつ約1,300枚、発電機16台、暖房器具12台、段ボールベッド30個、この他救急用品・ライト・土のうなどの備蓄があり、また感染予防対策として、防護メガネ・マスク・フェイスシールド・パーテーション・手袋・消毒液・非接触型体温計、これらの物を備えているところであります。

3点目の「鹿追町地域防災計画や総合防災ハザードブックを、感染症対策を盛り込んだ基準を踏まえて改定する必要があると思うが」このことについてお答えいたします。

現在の鹿追町地域防災計画は2016年（平成28年8月）に改定し、総合防災ハザードブックは2018年（平成30年）に作成をしております。

地域防災計画につきましては、北海道の計画とも整合性を図りながら、行政機構改革に伴う災害対策本部の班編成や役割分担の見直しを令和3年度中に予定をしております。

また、ハザードブックにつきましても、避難所の変更などがあり改定を考えておりますが、まだ在庫があることから、転入者などにお渡しする際に変更箇所を説明するなどしながら、適時全体的に作り直すことを検討していきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症対策に関しましては、主に避難所開設マニュアルの作成において考えており、男女共同参画の視点から、女性の視点を取り入れた避難場所運営となるよう進めてまいりたいと考えております。

4点目の「避難所の開設・運営について、図上訓練だけでなく、実際に避難所を設営する防災訓練を実施すべき」についてお答えいたします。

令和3年度に予定している、避難所開設マニュアルの作成では、新型コロナウイルス対策、女性の視点を取り入れた避難所運営、高齢者、乳幼児、妊産婦などにも配慮した内容とし、その内容に沿った避難所設営訓練なども実施したいと考えております。

山口議員の御指摘のとおり、有事において防災応急対策を円滑に行うためには図上訓練だけでなく実際に体を動かす訓練も必要であり、町民と職員が一緒になってマニュアルに基づいた会場レイアウトや段ボールベッド等の設置や使用を行い、全体的な避難所運営の流れを確認することは非常に重要であります。

今後は、災害対応業務に習熟するための訓練を定期的実施し、課題を計画やマニュアルに反映することで、より実行性のあるものへ高めていきたいと考えております。

5点目の「地域住民の自発的な防災意識の啓発のため、どのような取組を考えるか」についてお答えいたします。

日本の地理や地形、気象状況を踏まえますと、天災をなくすことは難しいことではありますが、時や場所を選ばず発生する災害への備えは、その見直しも含め不断の努力を重ねなければなりません。

地域全体で災害に対する判断力を養い、自ら行動に結びつけることが何よりも重要であり、自らの命を自らが守る「自助」、家族や地域の人々を守る「共助」、そして行政が行う「公助」を効果的に結び付けていくことが、防災・減災の取組を進めるうえで重要であると考えております。

その中でも「共助」において行政区の果たす役割は非常に大きく、行政区などの自主防災組織の育成については、地域防災委員を対象にした研修会によるリーダーの育成や、一般町民を対象にした防災講演会の開催により地域全体の災害に対する意識づけを行うとともに、モデル地区などにおける防災訓練等も検討しているところであります。

以上5点についてお答え申し上げましたが、災害に強い地域づくりは、町民皆様の防災意識とその結集が不可欠であり、有事においても住民の安全と安心を守るべく取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

山口議員、再質問ありますか。山口議員。

○2番（山口優子）

御答弁ありがとうございました。

まず1点目についてですけれども、消火訓練を含む避難訓練は令和元年度、延べ1,900人が参加されているという御答弁だったのですけれども、学校や保育施設・病院・福祉施設・高齢者住宅・民間は分かったのですけれども、町の職員は実際どの程度訓練をされているのかをお聞きしたいと思います。

町民ホールなどでは避難訓練しているというお話を聞いたことがあるのですが、役場本庁舎とか役場職員は実際どのぐらい訓練されているのかをお伺いします。

○議長（吉田稔）

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺雅人）

職員の避難訓練ということでございます。

年に1度、庁舎全体での避難訓練は数年行われていない状況でありますけれども、国保病院の避難訓練が毎年行われておりますので、それに合わせて職員も各課から数名程度参加する形で、全体で恐らく20名ぐらいになると思いますけれども、そういった形で避難訓練を現状では行なっている状況でございます。

以上です。

○議長（吉田稔）

山口議員。

○2番（山口優子）

子供たちや高齢者や町民の方の避難訓練、もちろんとても重要なのですが、併せて私は職員の訓練が大事でないかと思っています。

町民の方の避難訓練になるかと思います。

職員の方は招集の訓練ですとか、体制を構築するための災害対策本部の組織をつくるための訓練ですとか、招集の訓練、情報の連絡系統、うまく連絡できるかという訓練、職員間の連絡ですとか被害把握などの情報収集の訓練が必要になってくるかと思っていまして、ぜひ実施していただきたいと思っています。

町民の方を巻き込んでの訓練ももちろん大変大事なことですけれども、職員の中で誰がどの業務をするか、役割をあらかじめ明確にしておくことと、職員ができないときも代わりの人は誰になるのかということ、ここにいらっしゃる課長方は現場で指揮を執るよりも本部に詰めて指揮を出す形になると思いますので、係長以下とかそういう方々の訓練で申し上げます。

現場で指示を出すのはその方々になると思うので、訓練が必要だと思っています。

避難所の運営にも関わってくると思うのですが、町民の方を誘導したり避難所を運営したりというところでは必ず職員が中心になると思いますし、そういう場で混乱が起こる、そして必ず人手不足になるということです。

前提に町民の方との平時からコミュニケーションを取っておくということも大事ですが、現場でどう誘導するか、町民の方にどう指示を出すか、連絡調整をどうやっていくか、マネジメント能力が重要になってくると思うので、訓練を職員の方に向けてやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（吉田稔）

答弁、平山町民課長。

○町民課長（平山宏照）

お答えいたします。

町職員の訓練、これは言うなれば町全体の防災に関わることでございます。その訓練については、役場職員の動き、避難所設営、合わせて総合訓練という形でできれば全体を含めてやりたいと思っていますが、その前に総務課と連携しながら職員と中の動きも改めて訓練とかどうあるべきかを考えながらやっていきたいと考えております。

○議長（吉田稔）

山口優子議員。

○2番（山口優子）

分かりました。

続きまして、備蓄品についてですけれども、先ほど同僚議員の質問と重複する部分もございしますが、200人分を3日分ということを目安に備えているというお話でしたけれども、私が地域防災計画を、これ5年前の計画ですけれども、拝見したところ足りてないと思ったので、その備蓄食料の内容について教えていただきたいと思います。

○議長（吉田稔）

平山町民課長。

○町民課長（平山宏照）

現在備蓄している物、食料について御説明いたします。

現在の状況ですので、訓練、各行政区でお呼びしていただく際に食料品の賞味期限が切れそうな物とか、試食していただいておりますので、現在のところ200人の3日分が揃っていない状況でございます。

内容については、保存食の白米50食分が9個ということで450食、保存食、同じく100gの白米とか五目飯、海老ピラフ等の物が650食、ライスクッキー等の非常食が144食、乳幼児のミルク48食ということで5人、約1,250食ということで、現在のところ138人の分です。

あと、その分200人の3日分を目安にまた来年度足していきますので、だんだんこの目標を目安にして足していく形になっております。

○議長（吉田稔）

山口優子議員。

○2番（山口優子）

分かりました。

現在は200人の3日分にまだ足りていないですけれども、200人3日分を目安として備蓄していくという御答弁でした。

課長おっしゃられた賞味期限が近付いてきた物は行政区であったり、職員の訓練だったり消費して行って試食して回していくということが良いと思います。

町は避難所の運営で200人の3日で想定されているということですが、飲料水の備蓄についてはどのくらいありますか。

○議長（吉田稔）

平山町民課長。

○町民課長（平山宏照）

飲料水につきましては、飲料水の袋を 900 用意してあります。給水所から給水車で運んでまいりまして、そこで水を入れて避難所で使うということを想定しております。

○議長（吉田稔）

山口議員。

○2 番（山口優子）

分かりました。

ただ、飲料水についてはあらかじめペットボトルで用意しておかないといけないと思います。基本的に 3 日というのは、交通が分断されて物流が止まってという想定で 3 日ということになっているかと思うので、あらかじめペットボトルなどで 3 日分の飲料水を備蓄しておくことも必要かと思えます。

もし 200 人を 3 日避難所でお世話するということになる、そのお世話に係る職員も 100 人、それ以上いらっしゃると思いますけれども、その職員の分の食事も考えておかないといけないと思います。

避難所開設マニュアルで班編成・役割分担の見直しということ今年度夏頃をめどに策定されるというお話を伺いましたので、ぜひ職員用の食料の備蓄と飲料水についても充実させていただきたいと思えます。

続きまして、新型コロナウイルスによって避難所の収容人数の基準などが変わってきています。以前の計画では町民ホールに 1,000 人、トリムセンターに 270 人、スポーツセンターに 1,500 人という数になっていますけれども、今感染症対策ということで、大体 1 世帯 3 メートル掛ける 3 メートルで、世帯間は 1 メートル空ける。できれば個人と個人の間を 2 メートル空けるという基準を採用するようになっていきますけれども、今避難所を運営するような事態が起こったときに町民ホールとトリムセンターとスポーツセンターでどのくらい、何世帯くらい設営できるのでしょうか。

○議長（吉田稔）

平山町民課長。

○町民課長（平山宏照）

お答えいたします。

町民ホールですけれども、1,000 人収容ということで一応なっています。これは 1 メー

トル掛ける2メートルの基準ですけれども、実際の詰め込んだ状況は考えられないとなっています。こういうことが可能ということで1,000人となっております。

新型コロナウイルスの設営マニュアルによりますと、1メートル間隔、通路は2メートルと最低のルールが出ております。そう考えると1,000人のところが500人、または、もっと余裕をみるので300人とか減ってくると考えています。

正確な数字は出せませんが、そのような状況になると思います。

○議長（吉田稔）

山口議員。

○2番（山口優子）

感染症対策を想定した避難所の運営訓練というのはマスコミや新聞などで拝見したことがあるのですが、かなり余裕をもった運営になっているということで、200人を3日という目安があるのですけれども、この目安に従って200人であれば50世帯から100世帯ぐらいだと思うのですけれども、テントであったりパーテーションであったり段ボールベッドであったり、まだ備えなければいけない備蓄品があるかと思しますので、ぜひ実際に設営をして、どのくらいの余裕があるのかを改めて計算し直していただきたいと思います。

感染症対策を完璧にしようと思うと、距離を取らないといけませんし、パーテーションやテントや健康な人はこちら、発熱の症状や体調不良の人はこちらとか、濃厚接触の疑いがある人はこちらと、すごく場所をとると思います。

実際にパーテーションを立ててもいいですし、テープを貼ってもいいですし、実際に町民ホールやスポーツセンターやトリムセンターがメインになってくると思うので、そういう場所でやってみてほしいと思います。

また、やむを得ず避難所に入れずに車中泊とか車両の避難をするような被災者もたくさん出てくると思います。そういう方は駐車場に車を止めてという形になるのですけれども、そういう対応も、例えば、食事は取りに来てもらうのか、職員が配るのかとか対応も含めてマニュアルでは検討していただきたいと思います。

続きまして、行政区ごとの自主防災組織、住民組織、これは防災の訓練、実際災害が起こった時に地域の協力なくしては動けないということだと思っておりますけれども、今実際に動ける組織になっているかという点、必ずしもそうはなっていないと思います。

それは個人の町民の方の防災に対する意識の違いですとかいろいろありますけれども、例えば、町が避難所を設置したので見学に来てくださいとか、実際見学に来なくても写真

を撮って広報紙などで広報するなりそういう取組も防災意識の啓発としてとても役に立つと思うのでしていただきたいと思います。

訓練ですけれども、定期的にということを要望していきまして、職員の訓練を年1回くらいしてほしいと思っているのですが、その点はいかがですか。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。

職員の訓練ということですが、2つあると思っていまして、まず先程お話のありました避難訓練等の、自分が勤務する施設の想定される火災とかに対する訓練、それからもう1つは避難所の運営等のスタッフのノウハウの訓練というか研修も含めて大きく2つあると思えますけれども、先ほど総務課長もお答えをしておりますけれども、役場庁舎を例に言うと大がかりな避難訓練は実際しばらく行われていないこともありますので、それについては定期的に実施をしなければならないかと思っております。

避難所運営等の研修というか訓練についても1回やれば良いものではありませんので、ある程度、年に1回がいいのかということも含めてしっかりやっていくことが必要だと思っています。

先ほどからお話が出ています実際災害が起きて、避難される方がどの程度いるかというのは、非常に想定は難しいですけれどもあまり過少にも想定もできないこともありますので、備蓄品だとか避難所の設営、新型コロナウイルス対応も考えてとなるとスペース的に難しい面があって収容できる人が限られてくると思えますけれども、いずれにしても新年度その辺も含めて、車中泊の方も実際そういう方も、もしどうしても住宅に居られない状況になれば、車を使った避難も考えられますし、あえて避難所に来る危険を冒す必要性も考える災害の状況も考えられますので、色んなケースを想定して町民の方に理解していただけるようにしっかり取り組んでいく必要があると思っております。

○議長（吉田稔）

山口優子議員。

○2番（山口優子）

ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

地域の防災意識の啓発に関してですけれども、御答弁の中で地域防災委員を対象にした

研修会によるリーダーの育成という御答弁がございました。

地域で防災の中心的な役割を担ってもらえる人を見出していくのはとても大事なことだと思います。

地域防災委員は現在行政区長の方、町内会長か行政区長の方がされているという形になっているのですが、研修会を行うのであれば防災委員だけに限らなくても、町民広く募集をして研修会をしていただければいいと思いますし、防災に関しての御答弁でもおっしゃっていただきましたけれども、女性の視点というお話もありました、避難所の運営に関しても女性リーダーが必要になってきます。

地域の防災リーダーをやってくださいと言っても、やってくれる方はなかなか難しいと思いますので、例えば、こういう形はどうかと思うのですが、認知症サポーター制度といって、認知症の研修会を受けると認知症サポーターとして認定されてオレンジリングがもらえる制度がありますけれども、そういう形みたいにも町が毎年防災の研修ですとか、避難訓練などを行なって参加してくれた人に認定書などを発行して出席回数ですとか内容に応じてランクとかステージが上がっていくような形をとって、認定証を持っている人を中心に防災リーダーというような組織を作っていくのはどうかと思います。

今、行政区長イコール防災委員となっているところが、私としては本当の防災の中心的な役割として、いざという時に行政区長は行政区長でしっかりと連絡などをさせていただくこともあるのですが、違う形で防災の知識を勉強した、研修した方を防災委員として増やしていく方法がいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（吉田稔）

平山町民課長。

○町民課長（平山宏照）

お答えいたします。

現在各行政区においては、区長に担っていただいている、防災委員になっていただいているところもあれば、それぞれ別の方に担っていただいている所もありますけれども、今山口議員からいただきました自主防災組織の知識の普及啓発の機会でございます。町が場を設けて行うのも大事ですけれども、それももちろん行いたいと思っております。また北海道では地域防災マイスター制度といたしまして、私も受けております。同じ町民課の職員も何人か受けております。これはあらゆる分野の方が来て、一連の防災に対する知識と図上訓練も併せて行なって、とても有意義なものだと思っております。そういう機会の周知

も併せて町民の方に行なっていただいで、あらゆる機会にこの知識を得る場を提供したいと思っております。

○議長（吉田稔）

山口議員、再質問。山口議員。

○2番（山口優子）

課長や町民課の方が地域防災マイスター制度を採用されているということですのですごく素晴らしいなと思いました。

町民の方とお話しする中で、女性の方でもたまにすごく防災に関して詳しい方がいらっしゃって、そういう方は特に町の防災組織に属しているというわけではなく、ただ個人的に防災に対する意識が高いという方ですけれども、そういう方は町に点在されている。そういう資産というか人材の力をうまく引き上げて、そういう方に防災の中心的な役割を担っていただけるような、そういうことをしていただきたいと思っています。

そういう方を発見するには、やはり研修会なり講習会なり避難訓練なり、そういうことをしていかないとそういう方を見つけていくこともできないと思うので、ぜひ定期的に訓練を続けていっていただきたいと要望して終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

答弁はよろしいですか。

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

いざ災害が起きると行政も一生懸命やりますけれども、限られた人員の中でということもありますので、やはりそれぞれの地域なり住民の方々の協力というか、お互いの共助とといった部分がないとどうしようもならないと思っていますので、そういった意味で様々御提案をいただいたことも参考にしながら、いずれにしても防災に関する意識について町民の皆様が全体に底上げというか、そういう取組は欠かせないと思っていますので、しっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

よろしいですか。

これで山口優子議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は13時といたします。

休憩 12時00分

再開 13時00分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続行します。

畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

ただいま議長より許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

標題、備品の管理状況についてお尋ねしたいと思います。

要旨、令和元年度の決算審査意見書による備品の管理状況によると、備品台帳に記載が必要である取得年月日等がないものや、廃棄・所管替えは決裁が必要であるにも関わらず、備品台帳受付簿のみで行われている。

また、備品台帳確認表や受付簿も整備されていない等、取扱いが統一されていない。監査委員から所管の総務課に対し、法令に基づき適正な取扱いを周知する必要があると指摘されました。

町の備品管理について以下の3点について伺います。

- 1、検証と現状について。
- 2、各部署での上司のチェック機能はどのように働いているか。
- 3、適正な取扱いをするための今後の指導は。

以上です。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

畑議員からは、「備品の管理状況について」と題して、3点の御質問をいただきましたので順次お答えを申し上げます。

畑議員のおっしゃられたとおり、昨年9月に「令和元年度の決算審査」において、「備品の管理状況」について監査委員より御指摘を受けたところでございます。

翌10月には、監査委員の事務局から各所管課に対し、不備な点についての是正の依頼があり、その後、総務課において監査委員に対し今後の取扱いについて御説明をさせていた

だいたところであります。

また、改めて財務規則の規定内容及び備品管理における取扱い事務の流れについて再確認をし、不備となる要因などについて確認作業を行い、今後の取扱いの改善についての検討を行なっているところであります。

最初に1点目の「検証と現状について」、お答えいたします。

御指摘を受けております備品の管理状況の不備につきましては、財務規則において規定されている処分の仕方、また、運用で備えている「備品台帳確認表」及び「備品台帳受付簿」の取扱いについての認知度や物品に関する事務の管理体制の違いなどが要因となり、不備が生じているものと考えております。

また、管理事務に関する事務処理の煩雑さも、その要因の一つではないかと考えております。

財務規則には、備品の具体的な点検方法の定めはなく、備品の点検は、備品が使用可能な状態で設置場所にあり、備品シールが貼られ、正しく備品台帳に登載されているかどうか確認することです。その方法として本町では、「備品台帳確認表」及び「備品台帳受付簿」を使用している状況であります。所管課によっては相当に多数の備品を所有しており、これを毎年確認することは多くの時間と手間を要することも事実であります。

このことから、事務処理における効率化、業務改善の観点からも「備品管理における取扱い事務」の総体的な見直しも行なっていきたいと考えております。

次に2点目の「各部署での上司のチェック機能はどのように働いているか」、このことについてお答えいたします。

備品を管理している所管課において、年に一度「備品台帳確認表」により、係、係長、課長補佐、課長、こういった順で備品台帳記載内容と現物の確認を行うこととしております。御指摘にあるとおり不備ということになっていると考えております。

最後に3点目の「適切な取扱いをするための今後の指導は」についてお答えいたします。

現在、総務課から各課に対し、備品台帳関係手続きの適正な取扱いについての周知と令和2年度末における「備品台帳」の内容確認を依頼しているところであり、同時に「備品台帳確認表」、「備品台帳受付簿」、「廃棄及び所管替の手続き書類」写しの提出を求めているところでもあります。

今後においては、この内容を確認した上で、1点目で申しあげました取扱いに関する総体的な見直しを行い、効率的に備品を適正管理できる方法を検討していきたいと考えてお

りますので、引き続き御指導いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

事務処理的なことのようになっていますけれども、近代的な事務処理という見直しをすべきではないかと思いますが、どんな方法があるかよく下調べされて近代的な見直しをしていただきたい。

それから各部署でのチェック機能、やはり課長が一応チェックしていかなければならぬだろうと私は考えますけれども、業務の一環としてチェックが入っていないということであるようでもありますけれども、そう理解してよろしいですか。

○議長（吉田稔）

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺雅人）

年に1回、今、町長の答弁で申し上げたとおり備品台帳確認表というものによって課長までのチェックというのが一応ルールではございますが、この確認表自体がない課もあるという御指摘でありますので、そういった形が取れていなかったというところもあるかと思っております。

ただいま現状は確認表も令和2年度には整備をし、総務課にその写しを提出するというところで今依頼をしているところでもありますので改善をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田稔）

畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

それぞれ今年度に向けての処理の方法をお考えのようでございますので、本当に小さな備品から大きな備品までありますけれども、町民の血税のお金で買っていますので、その点は非常に理解しやすいように、そして町民が納得するような備品の管理をしていただければと思います。

各課長のチェックも多少数は多いのでしょうけれども、やはり課長の一仕事として職務

として考えていただきたい、そう願うところであります。

今までいろんな方法で難しいところを感じ、改めてありますけれども、事務処理は本当に大変だと思っておりますけれども、例えば我々の座っている椅子にしても番号が付いているかわかりませんが、そういったことまでされていると思っております。

そのようにして大切に扱っていただくように、また、例えば以前同僚議員が言いました町民ホールの机だとか椅子だとか壊れたままになっていたという話もありました。

そういったことも壊れていけば早急に修理するとか方法を取って長く使えるような管理をしていただきたいと思っております。

それから、見直しと言われてもいつ頃までどのような形でできるのか、お考えがあれば教えていただきたい。

○議長（吉田稔）

答弁、総務課長。

○総務課長（渡辺雅人）

現在のところ現状のルールでまずしっかり備品を管理するというのが先決だと思っておりますので、現状のルールを今確認している最中ですが、新年度以降は御指摘を受けないような形で整理をしたいと、現状のルールでしっかり備品台帳が整理できたところから、さらに事務改善の関係、どのような効率的な管理ができるのかも検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（吉田稔）

畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

現状の確認というのは、いつまで終わりますか。

○議長（吉田稔）

答弁、渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺雅人）

今確認作業を各課にお願いしているのが今月中には関係書類を出してもらおうようお願いをしておりますので、現状の確認については4月、5月ぐらいには現状をしっかりとできるような形にしたいと思っております。

○議長（吉田稔）

畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

4月、5月大体まとまって次のステップに進むということでございます。それに期待しております。ぜひ大事な備品管理でございますので関係者、各課長方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上終わります。

○議長（吉田稔）

答弁はいいですか。

○3番（畑久雄）

はい。

○議長（吉田稔）

これで畑久雄議員の質問を終わります。

ここでマイク消毒のため暫時休憩といたします。

[暫時休憩]

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開します。

4番、台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

議長にお許しをいただきましたので、通告に従ひまして一般質問を行います。

今回は、アクセルとブレーキの踏み間違い防止「サポカー補助金」についてということで、町長に答弁を求めます。

「コンビニに車突っ込む。踏み間違い、けが人なし」

2月23日の新聞の見出しに出ていたわけであります。十勝管内で70代男性が運転する乗用車が突っ込んだという記事でありあります。男性は前向きに駐車する際に「アクセルとブレーキを踏み間違えた」と話しております。最近、ときどき耳にする事故であります。

令和2年6月から交付されている高齢者講習会の中で、近年交通事故死者数は減少傾向にある一方で、高齢者の交通事故の割合は増加傾向にあり、アクセルとブレーキの踏み間違いの事故が増えているというのが現実であります。

国は令和2年から経済産業省を中心に自家用自動車を対象とした「安全運転サポート車普及促進費補助」を「サポカー補助金」制度として導入して実施しております。

交通事故の発生防止と被害軽減のため、「先進安全技術」を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムを取り付けた自動車を「サポカー」と言い、その開発と普及啓発が進んでおります。高齢者運転者の安全対策を行うことを目的に、65歳以上の運転者を対象にしている事業であります。

対歩行者衝突被害軽減ブレーキなどを搭載した「安全運転サポート車」の購入、もしくはペダル踏み間違い急発進抑制装置などを後付けする費用に補助金を出しております。

十勝管内でも国のこの制度の補助金残に対して自治体自らが補助金を出している自治体が数か所あります。ある村の制度は、国の補助金に上乘せする形で支援しています。65歳以上の自動車運転免許証を持つ人で、安全運転支援付自動車の新車購入には10万円、軽自動車には7万円、中古車は4万円、「衝突被害軽減ブレーキ」と「ペダル踏み間違い急発進抑制装置」を後付けした場合は4万円が、国からそれぞれ支給されるシステムです。かかる費用から国の補助金を除いた自己負担分を補助するのがこの村の制度です。

ある人は、この制度を利用して令和2年4月に中古車を購入して、買い物や通院に利用していて、「車なしの生活は難しい。補助は大変ありがたいです。安全運転に心がけています」とおっしゃられております。令和2年4月からの実施であります。

また、他のある町は令和3年4月から実施するという予定の町がございます。

国の補助金を除いた自己負担金の2分の1の金額で最高5万円を上限として補助をするという形です。

鹿追町はどのように考えているのか、次の2点についてお伺いいたします。

1、国は令和元年の補正予算で令和2年度に事業をスタートしております。令和3年度も補助事業を継続して実施されることになっておりますが、年度途中で予算がなくなれば終了という形であります。現在鹿追町はこの「サポカー補助金制度」の推進をどのように具体的に考えておられるのか。

2、後付けの場合、装着可能車種は限られていて、全体で50%ぐらいと言われております。安全運転の支援策があることは安心・安全につながるので、できることは実施することが望ましいと考えます。町民に対して制度説明の周知方法はどのようにする考えでしょうか。

この2点についてお伺いします。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

台蔵議員からは「アクセルとブレーキ踏み間違い防止「サポカー補助金」について」と題して、2点御質問をいただきましたので、順次お答えをいたします。

「サポカー補助金」は、国による自家用自動車を対象とした「安全運転サポート車普及促進事業費補助金」及び事業用自動車を対象とした「安全運転サポート車普及促進に係る自動車事故対策費補助金」の総称であり、令和3年度中に満65歳以上となる方も対象となり、令和2年度から開始された安全運転サポート車（サポカー）の車両（新車・中古車）購入補助と「後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置」導入補助の補助制度は、引き続き令和3年度においても継続されとお聞きをしております。

さて、1点目の「サポカー補助金制度の推進をどのように考えているか」についてお答えをいたします。

サポカーは、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置などに代表される先進技術を搭載した車のことであり、高齢運転者の交通事故防止対策の一環として、官民連携して普及活動に取り組んでおり、安全運転サポート車の導入等を促進することにつながるものであります。

「サポカー補助金」につきまして、現在町では、高齢者の方が運転免許証を自主返納した場合にタクシー利用助成券の割り増し交付を行っており、さらに高齢者の方々の交通手段の確保と安全対策を推進していく上でも、この補助金制度を活用していただくことは非常に効果が期待できると考えているところであります。

2点目の「町民に対して制度説明の周知方法はどのようになるのか」についてお答えいたします。

「サポカー補助金」制度は、高齢者にとって交通安全対策の有効な手段の一つであると考えておりますので、町としても老人会などと連携して高齢者が集まる場に出向いて説明させていただくほか、広報紙やホームページに掲載し積極的な周知を行なっていきたいと考えております。

また、制度概要や申請書などは次世代自動車振興センターのホームページからダウンロードできますが、パソコンなどを利用できない方への対応として、町民課住民生活係窓口にて「サポカー制度」の資料等を常備し、相談に来られた方に対しまして丁寧に説明や助言を行える体制にしたいと考えています。

高齢者の交通安全の推進は、非常に重要なことと認識しており、今後も引き続き国など

の施策と連携しながら取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

ただいまの御答弁、この文章から読み取る中で、私があえて十勝管内でも自治体によって国のサポート補助残に対して各自治体が支援する。要するにこういう安全策を講じた車を推進して、車を持っている方、高齢者、65歳以上の方、極力最新式のもので利用できるのであれば利用したい、利用してほしいということを推進している町村があるわけで、わが町はどうなのでしょうということを私はお聞きしたいのですけれども、鹿追町としてはこの町単独の補助はできないと、ないということよろしいのでしょうか。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。

通告書に書いてあるとおりとさせていただいたというか、直接的に前段で他町の例を挙げておられましたので、そういった意味も含まれていると思いましたが、この制度を推進すると周知ということに、特にこの点についてお答えを申し上げたということになります。

この制度は経済産業省と国土交通省などが連携をして、国の政策として導入をされた制度であります。そういった意味で、国策として推進をするということは非常に重要でありますし、交通安全上、それから高齢者の足の確保ということにももちろんつながる大変いい制度だと思っております。

自治体が上乗せする例が数的にはそう多くはないのかも知れませんが、少しずつ出てきているというのも私も新聞等で見っておりますので承知をしているところであります。

この関係については、確かに出来れば補助をするというのは、それはそれに越したことはないとも思っております。ただ、答弁でも申し上げましたが、高齢者の足の確保という点では別の手段の施策を町も推進しているところであります。

いずれにしても、まずサポカーに対するこの制度、国がいつまで続けるかどうかというのも、もちろん国の予算の状況もあって、今の段階では分かりませんが、年度途中で予算

がなくなればそこまでという制度ということも承知をしております。

当面、今回お答え申し上げたとおり制度の周知、私もあちこちのホームページを見てみましたけれども、そう多くPRされている状況ではないと感じますので、町としても積極的にPRをして、まず国の制度、必要な方は国の制度を使っていただく、こういう形が一番いいのではないかと考えております。

町独自の上乘せの在り方については、若干いろんな角度、それから金額にもよりますけれども、町の負担等も考慮しながら研究をさせていただきたいと考えております。

○議長（吉田稔）

台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

私も何でも出せばいいというつもりでお話しさせてもらうつもりはございません。

鹿追の場合はタクシーチケットの補助、500円チケットを地区ごとによって発行して、そのチケットで通院なり買い物なり、なるべく外へ出て活動してくださいということで、早くからそういう支援策を取り、それから最近のこういう事情の中で、高齢者で免許証を返納した場合は1年目、2年目で3倍ですか、3年目で2倍と特例、このお話、実は高齢者講習に行ったときに、鹿追町はタクシーチケットを発行して返納者に支援していますということをあえて講演というかお話の中でされていたのです。鹿追は素晴らしい先進的な制度として町が一生懸命やっていると、そういう評価をされたので、私も正直そのときはうれしかったのです。そういう点を考えますと、ここの答弁にありますように、鹿追町はタクシーチケット制度の中で皆様に支援していますということを、これもホームページにも出しておりますので理解をされている方がいっぱいいらっしゃるわけですが、決して私は鹿追が遅れているとは思いませんけれども、ぜひともこういう制度があって、国も支援策を取っていることをPRしてほしい。表に出して高齢者に対して安全喚起も含めてぜひ進めていってほしい。

全体の中で、踏み間違い防止の機械を後付けするのにメーカーへ確認しましたら、本体機械そのもので、部品で約5万円から6万円ぐらい、工賃が3万円から4万円ぐらいかかるということで、全体で9万円から10万円ぐらいは経費としてかかる。ただ全部の車種に付けられるわけではないので、全体で50%ぐらい、全体という表現しかできていないのですけれども、まだまだこれから国としては開発をしていって、もっと車種を増やして、将来70%にしたいというお話もありますので、国の補助自体がいつまで続くか町長もおっし

やったように分かりませんが、ただ先進的なこういう技術が搭載された車がある程度普及して、少しでも車に乗って動いていきたいと考えていらっしゃる方は、やはりこういう制度を利用しながら機械の搭載した車に乗れるようにしていくのが安全策の一つだと思いますので、ぜひそこのところどのような形で推進していくのか、具体的な考え方がもしあれば、もう少しお示ししていただきたい。

○議長（吉田稔）

答弁、平山町民課長。

○町民課長（平山宏照）

お答えをいたします。

この国のサポカー補助金の制度でございますけれども、75歳以上の方が踏み間違い事故を多くの割合で起こされている現状から見ますと、非常に有効な制度でございます、高齢者の事故防止に役立つものだと考えております。

この補助、国の補助を多くの方に知っていただき、利用していただきたいということで、先ほど答弁の中でも話しましたがけれども、高齢者、65歳以上が対象だということでございますので、情報発信につきましても高齢者の方が分かりやすい方法、ホームページに載せるだけ、フェイスブックに載せるだけではなくて、紙でしっかりとお渡しできるような体制、そしてフェイス・トゥ・フェイスで直にお会いして説明できる体制、紙、申請書が分からなければこういうものがありますよとすぐに現物がお渡しできる、見本がお渡しできるような体制を整えながら高齢者の方に、より多くの方に御利用していただく体制を整えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田稔）

台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

ぜひともお願いしたい。

あえて私一般質問という形でここに立たせていただいたのも、マスコミに取り上げていただいて、こういう制度が実際にあって、安全装置も後付けで付けられますということを知るといいうことも大事なことで私も考えます。

タクシーチケットの関係も一緒に、こういう支援もやっておりますということで、ぜひとも周知徹底して町内で見たくない事故が起きないようにしていただきたいということで

あります。

メーカーにお聞きしますと、国からの補助金をいただく場合、新車で10万円、中古車で4万円という補助金申請はメーカーに申請をして、メーカーが国から支援金をいただくシステムだそうです。

ですから、かかった経費そのものの国から支援がある残金、残りのお金が個人負担という形で事業が進んでいるようであります。

できましたら私は鹿追もPRしながら、鹿追も支援しますよという方向を検討していただければありがたいなということで、再度、何回も申し訳ありませんけれども、お答えは同じかもしれませんが、町長締めていただければありがたいのですけれども。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えいたします。

この制度の周知につきましては、私もサポカー補助というのは知ってはいましたけれども、今回御質問をいただいてホームページ、国や協会のホームページを見てこういう仕組みなのだともやっと分かったということでもありますので、当然高齢者の皆さんはあまり御存知ないというのが実態だと思っています。

先ほど町民課長からお答えしたとおり、65歳以上の方でももちろんホームページを見たりする方もたくさんいらっしゃいますけれども、どちらかというと紙ベースでという周知の仕方がいいのではないかと思いますので、それについてしっかりと取り組んでいきたいと思っています。

免許証返納の話も若干出ましたので、参考までに申し上げますと、今月12日に新得警察署の交通課の方が鹿追町に来ていただいて、臨時窓口ということで2回目の開催になりましょうか、開催をしましたところ、9名の方が手続きをされていっております。

これからもいつとは言えませんが、年に2～3回ぐらいのペースで臨時窓口なんかも設置していきたいと思っております。

免許証返納については年々少しずつ数が増えてきております。

先ほどのタクシーチケットの特例の交付もありますので、そういったこともしっかり周知をしながら、返納を考えている方には利用していただけるような周知をしっかりとしたいと思います。

町の上乗せの関係につきましては、先ほどお答えしたとおりでありますけれども、いろんな状況の変化もあると思いますので、この制度の普及状況だとか、いろんな状況を見ながら引き続き状況を注視して研究を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

ありがとうございます。

タクシーチケットも昨年から見たら今年の当初予算で500万円から750万円に予算も上げてしっかりと対応しているということでありますので、何回もお話しますけれども、ぜひこういう制度があって、鹿追もこういうタクシーチケットも一生懸命支援していますよというところも改めて支援をPRしていただければありがたいと思います。

終わります。

○議長（吉田稔）

これで台蔵征一議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 13時38分